

# 「駆け付け警護」 他国軍も対象

政府が安保法制「戦争法」の一部・改定PKO（国連平和維持活動）法の「駆け付け警護」の対象として、他国軍隊が含まれるとの認識を示していることが分かりました。本紙が情報公開請求で入手した国家安全保障局資料「平和安全法制 論点集」で明らかになりました。

資料には、「駆け付け警護」の対象者について、PKOに従事する国際機関の職員や要員などのほかに「当該活動に参加する他国の軍隊等の要員」と明記されています。

昨年11月、南スーダンPKOに派遣される陸上自衛隊に「駆け付け警護」が付与された際、政府が閣議決定した「新任務付与に関する基本的な考え方」では、「駆け付け警護」に対する反対世論を受けて、他国の軍人の警護については「想定されない」としていました。しかし、法文上は「駆け付け警護」の対象を「活動関係

## 本紙請求 政府資料に明記

「駆け付け警護」の対象として、「当該活動に参加する他国の軍隊等の要員」と明記された政府資料「平和安全法制 論点集」

問3-7-3 いわゆる駆け付け警護（ラ業務）の対象者如何。活動支援者とはどのような者が含まれるのか。また、如何なる基準で誰が判断するのか。

1. いわゆる駆け付け警護の対象者は、国連PKO、国際連携平和安全活動者しくは人道的な国際救援活動に従事する者又はこれらの活動を支援する者と規定されています。
2. 具体的には、
  - (1) 国連PKO等に従事する者として、
    - A 国連PKO等に従事する国際連合その他の国際機関の職員又は要員（軍事要員を含む。）
    - I 当該活動に参加する他国の軍隊等の要員
  - (2) これらの活動を支援する者として、
    - A 国連PKO等を支援する活動を行う国際機関やNGO等の職員又は要員
    - I 現地の情報の提供等により平素から自衛隊の活動を支援する者等をいいます。

者」としており、他国軍隊も排除していません。閣議決定は南スーダンへの派遣にのみ適用されたものです。さらに、「論点集」では、PKOに加え、国連が統括しない「国際連携平和安全活動」に従事する者も「駆け付け警護」の対象者として規定しています。政府は

## 戦争法具体化進めるが膨大な未着手論点

安倍政権は昨年3月の施行以来、安保法制「戦争法」の具体化を推し進めています。すでに着手しているのは、①南スーダンに派遣されている陸上自衛隊PKO（国連平和維持活動）部隊への新任務付与②「平時」から米艦船などを「防護」する「武器等防護」の運用指針策定③海外の戦地で米軍などを支援するための物品役務相互提供協定（ACSA）への署名などです。また、日米共同演習への反映も開始しています。

政府は一昨年、圧倒的な反対世論を押し切って戦争法の強行成立に踏み切った際、「議論は尽くされた」と強弁しました。しかし、本紙が情報公開請求で入手した「平和安全法制 論点集」を見ても、政府が想定した論点すら未着手のものが膨大に残されています。

同論点集は本文だけで1123ページにおよび、国会審議の想定問答を600問以上列挙しています。その中には、今回報道した「駆け付け警護」の対象や、民間人の海外動員（18日付本紙報道）、さらに集団的自衛権を行使する「存立危機事態」で自治体が行う業務など、数多くの論点が残されています。政府は戦争法の具体化を中止し、説明責任を果たすべきです。

（桑野白馬、竹下岳）